

# 指定通所介護(紅葉苑デイサービスセンターころ)

## 重要事項説明書

当事業所は、デイサービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービス内容及びサービス利用にあたって、ご注意いただきたい事項について次のとおり説明します。

### 1. 事業者

- ・法人名 社会福祉法人 松山会
- ・所在地 大分市下郡山の手 2 番 17 号
- ・TEL 097 - 567 - 3733 FAX 097 - 567 - 3760
- ・代表者氏名 理事長 大角 秀一
- ・設立 昭和 56 年 9 月 16 日

### 2. 事業所の概要

- ・事業所の種類 指定通所介護事業所  
(平成 23 年 10 月 1 日大分県指定、指定介護第4470106933号)
- ・事業所の目的 当事業所は、介護保険法に従い、高齢者が自らの在宅生活においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、利用者とその家族の身体的・精神的負担軽減をはかることを目的とします。
- ・事業所の名称 紅葉苑デイサービスセンターころ
- ・事業所所在地 大分市大字羽田字菖蒲田70番1
- ・TEL 097 - 574 - 5885 FAX 097 - 574 - 5886
- ・事業所長名 田嶋 大介
- ・運営方針
  1. 要介護又は要支援状態の軽減・悪化防止を計画的に行います。
  2. 自らサービスの質評価をし、その改善に努めます。
  3. サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように支援します。
  4. 利用者とその家族にサービス提供方法についてわかりやすく説明します。
  5. 介護技術の進歩等に対応しながら、できうる最善のサービスを提供します。
  6. 利用者の心身の状況を把握し、希望に沿ったサービスを提供します。
- ・開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- ・定員 50 名

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- ・事業実施地域 大分市内全域
- ・営業日及び営業時間 毎週月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～ 17 時 30 分  
但し 12 月 31 日～ 1 月 3 日を除きます。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、指定通所介護サービス(デイサービス)を提供する職員として以下の職員を配置しております。

- ・事業所長(管理者) 1 名 常勤兼務
- ・生活相談員 1 名以上 常勤専任
- ・看護職員 1 名以上 非常勤専任、常勤兼務
- ・介護職員 8 名以上 常勤専任、常勤兼務、非常勤専任
- ・機能訓練指導員 1 名以上 常勤専任、常勤兼務
- ・柔道整復師 1 名

### 5. 提供できるサービスと利用料金

- (1) 当事業所が提供するサービスには、その利用料金が介護保険給付対象となるサービスと、給付対象とはならない全額利用者負担となるサービスの2種類があります。
- (2) 介護保険の給付対象となるサービス (自己負担割合:1割、2割又は3割)  
入 浴・・・入浴は、利用者の自宅での入浴が困難な場合や、介護者の負担を軽減する  
目的で提供されます。必要に応じて入浴介助や 洗髪介助等のお手伝いを  
します。

上記は、介護保険給付対象となるサービスです。よって利用者には、それぞれの要介護度及びサービス利用状況等に応じて、そのサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担割合の相当額)をお支払いいただきます。

(1日当たりの利用料金)

イ. 1日あたりの利用料金

- ・利用者の介護度
- ・その日のデイサービスの利用時間
- ・入浴の状況
- ・送迎の状況等

上記により加算や減算がありますので、全利用者が一律利用料金ではないことをご理解下さい。

ロ. 介護保険給付について国及び市の方針が変更に伴い、給付額が変更になった場合はその額にあわせて利用者の自己負担額も変更になります。

ハ. 標準的な基本利用料金は別紙①・②のとおりです。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス

- イ. 食 費 … 昼食代(おやつ代含)750円  
(内訳:食費600円サーバー代150円)
- ロ. 複写物の交付 … 複写物(コピー)を必要とする場合は、1枚につき10円をご負担  
いただくこととなります。
- ハ. その他の経費 … 用品など利用者の個人的利用にかかる物品(歯ブラシ、歯磨き  
粉及びおむつ等)については実費をいただきます。

※経済状況の著しい変化等やむを得ない事由がある場合は、金額変更になることがありますが、その場合は変更を行う 2ヶ月前までに変更の内容とその事由についてご説明致します。

### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)及び(3)についての利用料金及び経費については、原則として月末に清算後、次月にお支払いいただきます。

なお、支払い方法等について特段の事情がある場合のみ、別途協議させていただきますのでご連絡下さい。

### (5) 利用の中止・変更又は追加

- イ. 利用予定日前に利用者のご都合等によりサービス利用を中止・変更又は追加することができます。その場合には、サービス利用の前日までに当事業者までお申し出下さい。
- ロ. 利用予定日前日までにお申し出がなく、当日急遽利用を中止、又はご連絡がつかない場合は、食費等の利用準備のために要した経費をご負担いただく場合があります。ただし体調不良・災害等やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
- ハ. サービス利用の中止・変更又は追加等の申し出によってケアプランの進捗状況等に調整が必要な場合は、利用者及び関係各機関等を含めた協議によりサービス内容を再検討させていただきます。

## 6. 守秘義務

- ① 当事業所は個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づき、サービスを提供する上で知り得た利用者個人及びその家族に関する秘密・個人情報等については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も含めて、第三者に漏らさないものとします。
- ② 当事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者個人及びその家族の秘密・個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密・個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含みます。
- ③ 個人情報については、別途「個人情報の使用に係る同意書」を頂きます。

## 7. 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者・田嶋 大介）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 身体的拘束等について

当事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 9. 非常災害対策

① 当事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)（事務：加藤 久雄）

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:( 毎年 1 回 )

※ ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11. 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに利用者の体調急変等が生じた場合には必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに協力病院へ連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。

## 12. 事故発生時の対応

- ① 利用者へのサービス提供中に事故が発生した場合は、利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 生じた事故については、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じます。

## 13. 苦情受付について

### (1) 当事業所における苦情受付

当事業所における苦情の受付窓口は次のとおりです。

- ・当施設における苦情の受付
- ・ご意見箱(デイサービスセンター玄関口に備え付けてあります。)
- ・受付担当

紅葉苑 施設長 田嶋 大介 TEL 097-574-5885

法人サービス相談委員会

委員長 原 田 晃 TEL 097-568-8367

委員 衛藤 不二子 TEL 097-569-2289

委員 片山 とも子 TEL 097-569-3159

### ・受付時間

ご意見箱は、常時投函できます。受付窓口の時間については、月曜日から金曜日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

(2)外部の受付機関は

大分市役所長寿福祉課 TEL 097-534-6111

大分県国民健康保険団体連合会 TEL 097-534-8470

大分県社会福祉協議会 TEL 097-558-0300

などでも福祉サービスにかかる諸々の苦情、相談などを受け付けております。

令和 年 月 日

指定通所介護(デイサービス)の提供開始にあたり、本書面ならびに付属文書に基づき当事業所が提供するサービスに関する重要事項の説明を行いました。

社会福祉法 松山会 紅葉苑デイサービスセンターこころ

〒870-0942 大分市大字羽田字菖蒲田70番1

☎ 097(574)5885 FAX 097(574)5886

説明職員 氏名

私は、本書面ならびに付属文書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護(デイサービス)の提供の開始に同意しました。

ご利用者 住所

氏名

利用者代理人

住所

氏名

続柄(利用者との関係)

別紙①-1

< I 介護給付対象者 >

【基本料金】

所要時間 5時間以上6時間未満（通所介護Ⅱ3） 10:00～15:30

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護1	5,440円	544円	1,088円	1,632円
要介護2	6,430円	643円	1,286円	1,929円
要介護3	7,430円	743円	1,486円	2,229円
要介護4	8,400円	840円	1,680円	2,520円
要介護5	9,400円	940円	1,880円	2,820円

・加算

【科学的介護推進体制加算】※令和6年5月1日より

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	400円	40円	80円	120円

【入浴介助加算（I）】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	400円	40円	80円	120円

【個別機能訓練加算 I（イ）・（ロ）】※基本算定は I（ロ）で算定。

全要介護度共	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
I（イ）	560円	56円	112円	168円
I（ロ）	760円	76円	152円	228円

※機能訓練指導員の配置により I（イ）へ変更する場合があります。

【個別機能訓練加算 II】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	200円	20円	40円	60円

※個別機能訓練加算 II は個別機能訓練加算 I（イ）（ロ）に加えて算定

【口腔機能向上加算 I】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	1500円	150円	300円	450円
実施回数	月2回まで	2回まで	2回まで	2回まで

別紙①-2

【 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	180円	18円	36円	54円

【 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 】

介護度	全負担割合共通
全要介護度共	月間請求額の9%

・減算

【 送 迎 減 算 】 ※片道につき

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	-470円	-47円	-94円	-141円

別紙②

< II 日常生活総合支援事業対象者 >

【基本料金】

所要時間 3時間以上 6 時間未満 (通所型独自サービス 1) 10:00~15:30

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者/要支援	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

・加算

【科学的介護推進体制加算】※令和 6 年 5 月 1 日より

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共通	400円	40円	80円	120円

【口腔機能向上加算 I】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者/要支援	1500円	150円	300円	450円

【サービス提供体制強化加算(II)】

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者/要支援	720円	72円	144円	216円
要支援 2	1,440円	144円	288円	432円

【介護職員等処遇改善加算(II)】

介護度	全負担割合共通
全要介護度共通	月間請求額の 9%

【送迎減算】 ※片道につき

介護度	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
全要介護度共	-470円	-47円	-94円	-141円

## 【注意事項】

1. 原則としてセンター内は禁煙です。
2. センター利用中の飲酒は禁止です。また飲酒によって酒気帯び状態での利用も出来ません。
3. お礼・ご厚意による金品等の授受は一切禁止しております。御用意頂いた場合でもお断りさせて頂きますのでご了承ください。
4. センター内での飲食は当センターがご提供する昼食、それとドリンクサーバーによる飲料となっております。それ以外の飲食物の持ち込みは一切禁止しております。また、持ち込んだ飲食物を他のご利用者へ渡す、食べさせる様な行為はお薬と食材の飲み合わせや、持病等で禁止食材がある方もおられますので一切禁止致します。またこの行為について改善されず、繰り返される場合にはご利用の契約を解除させて頂く事があります。  
※こまめな水分補給が必要な方、健康上等の理由があって当方で必要と認めた方においては、この限りではありません。予めご相談ください。
5. 貴重品及び現金の持ち込みにつきましては、当方での展示会持込企画行事等での貴重品類や外出行事参加の際に現金をお持ちいただく場合には最小限必要な額・品にして頂くことと、確実な自己管理をお願い致します。上記の貴重品に関して紛失や盗難が発生した場合、当センターでは責任を負いかねますのでご了承下さい。